

平成14年度に向けた  
経済産業政策の重点

～前向きな構造改革を通じた自律的成長の実現～

2001年8月

経 済 産 業 省

# 目次

．基本方針	..... P 4
．今後の経済産業政策の重点	
<b>1 ．「前向きな構造改革」による新市場・産業と雇用の創出</b>	..... P 6
(1)技術革新や新ビジネス展開の促進	..... P 7
技術革新が生まれ、活用される環境の整備	
多様で裾野の広い開業・創業支援	
地域における新産業・雇用の創出	
競争力あるビジネスの展開を可能とする事業環境の整備	
(2)新たな社会ニーズ・消費者ニーズに対応した需要(消費)の掘り起こし	.. P 12
環境・エネルギー問題の成長エンジンへの転化	
I T社会への対応	
都市の快適な生活環境の整備	
少子高齢化への対応	
(3)活力ある中小企業の育成とセーフティネットの整備	..... P 15
創業・経営革新の支援	
不良債権などの影響に備えた中小企業セーフティネットの充実	
雇用のセーフティネットの整備	
(4)多様な活動主体の市場への参画の促進	..... P 17
消費者行政の充実	
市民活動に対する支援	
女性の就労・事業活動の促進	
高齢者の就労促進・消費拡大	

**2 . 環境・エネルギー問題への取組** ..... P 19

(1) 環境問題への対応 ..... P 19

地球温暖化問題への対応

循環型経済社会の構築

環境と経済の統合

(2) エネルギー問題への対応 ..... P 21

省エネルギー・新エネルギー対策の推進

石油・天然ガスの安定供給の実現

電力・ガス分野の構造改革

原子力政策の円滑な推進

原子力の安全確保・防災対策

国際的な取組

エネルギー特別会計のグリーン化

**3 . 戦略的対外経済政策** ..... P 24

**4 . 行政の合理化・効率化** ..... P 26

(注) 予算項目の記載例

予算項目名【平成13年度当初予算額      平成14年度要求額(構造改革特別要求額)】

なお、

【】中、「総額<sup>(\*)</sup>」として記載されている金額は、他の予算項目との重複計上あり。

「構造改革特別要求」は、単に「特別要求」という。

## **．基本方針**

### **(1) 世界経済の構造変化と我が国産業**

我が国経済社会を取り巻く環境を見ると、市場経済の浸透、貿易障壁の低減、通信・輸送革命などによる世界経済のグローバル化に伴い、国境を越えた企業活動が活発化している。特に、90年代に中国など東アジアが台頭する中、日本・米国・東アジアの三極間の産業競争力・貿易構造は大きな変化を遂げてきている。

企業や人がより効率的な事業環境を求めて国を選ぶ時代になり、我が国企業の海外生産が拡大する一方、比較優位に基づく製品への特化を求められる国内企業は輸入品との競争が従来以上に強まっており、更なる空洞化が懸念される。我が国産業は新たな企業戦略や技術開発を不断に迫られている。

### **(2) 国内経済社会を取り巻く環境の変化**

一方、国内に目を転じると、地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、都市の生活環境問題などの顕在化・深刻化、確実に迫り来る少子高齢化の波など、我が国経済社会を取り巻く環境は大きく変化している。こうした諸課題は、我が国経済社会の発展にとって制約要因にもなりかねない一方、取り組み次第では、新しい市場を創り出す成長要因となる可能性も十分に秘めている。

### **(3) 新たな経済社会システム構築の要請**

このような変化の激しい環境の中、我が国の経済社会システムは、民間部門、公的部門ともに、新たな環境変化への柔軟な対応力が十分でなく、人や資本などの経済資源が我が国の持続的発展と新たな社会ニーズの要請に迅速に活用される仕組みになっていない。

我が国経済社会の潜在力を最大限発揮するためには、技術や事業革新など様々な面でのイノベーションを誘発する一方で、需要（消費）が喚起され、新たな経済的価値が絶え間なく生み出される経済環境を構築することが求められる。

#### (4) 経済構造改革への取組

これまで我が国は、経済構造改革に着手し、企業再編が進展するなど、一部では着実に成果を上げてきている。しかし、依然として、民間セクターの主導により新たな市場・産業や雇用が創出され、個人消費や未来への投資が着実に拡大するという自律的成長を実現できていない。

この背景には、近年の先行き不透明な経済情勢の下、不良債権問題が依然として解決の途上にある中、企業や個人の将来に対する不安感とその底流に継続的に存在し、それが需給両面の経済活動を萎縮させていることが挙げられる。また、地域の厳しい雇用情勢などを受け、その不安が高まっているのが現状である。

こうした中、国は、我が国経済社会の国内外における発展の道筋をしっかりと示すべく、経済・財政・社会保障制度など各方面での構造改革を推進し、国民が将来に対する信頼感を抱けるようにすることが必要である。

このため、経済産業省は、

国民の「未来への挑戦」を可能とし、我が国の産業競争力を向上すべく、個人や企業、さらには我が国経済社会が本来持っている潜在力を最大限活かすための「前向きな構造改革」を進める。具体的には、イノベーションや需要（消費）の掘り起こしを進めることにより、新市場・産業や雇用を創出し、生産性や社会ニーズ・消費者ニーズの高い成長部門への資源（人や資本）の自律的なシフトを強力に促す施策を先手先手で実行するとともに、中小企業・雇用などに対し必要なセーフティネットを整備する。

なお、構造改革を進めるに当たっては、環境・エネルギー問題など社会が直面する諸課題が、制約要因ではなく、新たな成長要因となって解決されていく仕組みを構築し、質の高い国民生活の実現との両立を図る。

また、世界経済のグローバル化が進展する中、こうした国内の構造改革と内外一体なものとして、我が国経済の強みを活かすような形で、国際ルールの整備に戦略的に取り組む。

さらに、行政の改革については、政策評価制度の導入、情報公開、ノーアクションレター制度の導入など、当省は積極的に政策の透明性や説明責任の徹底に努めてきたところであるが、今後とも特殊法人、公益法人の改革を含め、合理性、必要性の観点から徹底した見直しを進める。

## ・今後の経済産業政策の重点

### 1. 「前向きの構造改革」による新市場・産業と雇用の創出

現下の厳しい経済情勢から回復し、我が国の産業競争力を向上させ、中期的に持続的な成長を実現するためには、生産性・需要の伸びが高い新たな成長産業、新商品・サービスが絶え間なく現れ、労働や資本などの経済資源が成長部門に移動していく新たな成長メカニズムを需給両面において構築することが必要である。

具体的には、

供給面において、大学などの機能を活かしたイノベーションや多様な開業・創業を促進するとともに、全国各地での新事業・新産業創出の動きを加速化させ、新たな事業展開や起業化を促し、

需要面では、環境・エネルギー問題、IT革命、都市の生活環境などの経済社会の変化に伴って生じる新たな社会ニーズ・消費者ニーズについて、これらの潜在需要（消費）を顕在化させる

ことにより、民間の消費や投資が活発化し、新たな市場・産業と雇用が創出されるという好循環（「イノベーションと需要の好循環」）を構築することが必要である。

注）ここでいうイノベーションとは、技術革新のみならず、新たなビジネスモデルの構築や経営革新などの事業革新も含めたものである。

以上、現下の経済情勢に対応し、構造改革を断行するためにも、デフレ圧力の高まりの中、民間の経済活動を萎縮させないよう、新たな市場・産業と雇用の創出に直結する「前向きな構造改革」を可能な限り前倒して押し進める。その際、不良債権処理問題に的確に対応し、前向きな構造改革に向けて個人や中小企業が挑戦できるよう、活力ある中小企業を育成するとともに、各種セーフティネットの整備を図る。

また、消費者、NPOを始め、多様な活動主体の市場への参画を促す。

## (1) 技術革新や新ビジネス展開の促進

技術革新が生まれ、活用される環境の整備

**イノベーションシステムの改革**

技術革新が産学官のあらゆるところから活発に生まれ、新市場・産業の創出に結びつくようにするため、民間企業における研究開発活動の活性化や大学発ベンチャーの促進によるイノベーションの基盤整備、重点的な研究開発投資の実現、知的財産権の適切な保護などを図る。

### ( ) イノベーションの促進

#### (a) 民間研究開発に対する支援

国内企業が競争力を維持していくためには、新たな技術を絶え間なく生み出していくことが不可欠であり、産業界自らの生き残りをかけた研究開発活動の活性化を促すことがこれまで以上に重要である。

- このため、特に、民間企業では実施しにくい基礎的・基盤的段階と、実用化に向けた実証化段階の研究開発に重点を置いて、競争的資金を抜本的に拡充するほか、技術開発予算の複数年度活用のための方策の検討を進める。

競争的資金（提案公募型研究助成）の大幅拡充

【総額<sup>(\*)</sup> 298億円 519億円（うち特別要求340億円）】

・ 民間企業などが行う実用化に向けた研究開発に対する助成

【48億円 76億円（うち特別要求30億円）】

・ 若手研究者の産業応用研究に対する助成

【43億円 57億円】

#### (b) 大学発ベンチャー1000社計画などを通じた産学官連携の推進

産学官連携の強化を通じ、イノベーションが次々と生み出されるよう、大学及び公的研究機関における研究の活性化と、その成果の産業界への技術移転の円滑化を図る。

- このため、大学発の特許取得件数を10年間で15倍、大学発の特許実施件数を5年間で10倍にすることを目標に、世界最高水準の大学作りに向けて、大学の評価と情報公開の促進、組織編成の弾力化など競争原理の徹底を図るとともに、発明補償金の上限撤廃などの制度改革を早急に行う。
- 次に、いわゆる「大学発ベンチャー」が3年間で1000社に達することを目標とし、大学発ベンチャー事業やインキュベーション事業に

対する大学人材の参加の円滑化や専門家派遣の充実を図るとともに、大学の研究施設などの有効活用を図るための方策を講ずる。また、大学発ベンチャー育成のためのインキュベーション施設の整備を含め、これら事業に対する総合的な支援策を講ずる。さらに、大学発ベンチャー向けファンドの設立を促進する。

大学発ベンチャー1000社計画

【総額<sup>(\*)</sup>324億円 629億円(うち特別要求420億円)】

- ・大学における研究成果を活用した産学連携による実用化研究開発に対する支援  
【37億円(特別要求)】(新規)
- ・インキュベーション機関を通じた大学発ベンチャーに対する事業化支援  
【5億円(特別要求)】(新規)

- 産学官連携サミットを年内に全国各地で開催するほか、大学での研究成果の産業界への円滑な移転に対する支援を拡充する。
- 地域の特性を活かした技術開発を推進する。(P.10 後掲)

### (c)戦略的な研究開発投資

我が国が世界最高水準の科学技術創造立国となり、産業競争力の強化、経済の活性化、地球環境の保全などを達成するため、ライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー・材料の4分野に、研究開発投資を戦略的に重点化する。

- この重点投入に当たっては、技術開発の具体的な目標設定と成果の市場化までの具体的な道筋とを示した「プログラム」による一元管理を行い、新産業創出に向けた目的が明確であり、かつ効果的・効率的な研究開発投資を、厳正な技術評価の下に実施する。その際、産学官連携コンソーシアムのあり方を含め、最適な研究開発体制について検討する。

重点4分野の研究開発プログラムの推進

【総額<sup>(\*)</sup>760億円 1362億円(うち特別要求639億円)】

ライフサイエンス 【総額 161億円 209億円(うち特別要求74億円)】

情報通信 【総額 204億円 378億円(うち特別要求195億円)】

環境 【総額<sup>(\*)</sup>326億円 640億円(うち特別要求342億円)】

ナノテクノロジー・材料 【総額 69億円 135億円(うち特別要求28億円)】

### ( )知的財産の保護・活用

我が国の産業競争力強化の観点から、知的財産権の保護への取組を強化し、

ベンチャー・中小企業による知的財産の活用を促進する。

- ネットワーク上で流通するコンピュータ・プログラムなどに係る特許権・商標権の保護を明確化するため、特許法、商標法などの改正を行う。
- 弁理士への特許権など侵害訴訟における訴訟代理権の付与を行うため、弁理士法の改正を行う。
- 我が国企業製品の海外での模倣品被害への対応を強化する。
- ベンチャー・中小企業などが開放特許を活用できるような特許流通市場を整備する。また、中小企業への弁理士、弁理士の派遣事業を充実する。

( ) 基準認証・知的基盤の整備

27分野の分野別標準化戦略に基づき、国際標準化に積極的に対応する。

情報セキュリティ技術などの国際標準案提案のための実証研究の推進  
【14億円 18億円(うち特別要求15億円)】

2010年までに米国並みの水準とするべく、研究用材料(生物遺伝資源など)、計量標準、計測・分析・試験・評価方法などの知的基盤を整備する。

ナノレベル計測用の計量標準の開発や生物遺伝資源などの収集のための研究の推進  
【総額<sup>(\*)</sup>132億円 142億円(うち特別要求46億円)】

多様で裾野の広い開業・創業支援(創業を5年間で倍増) **開業・創業の倍増**

開業・創業を5年間で倍増させるとの目標を達成するため、意欲醸成・能力開発段階から、事業計画の具体化、更には資金調達など事業計画の実施段階までの包括的な支援策を拡充する。

- 具体的には、創業塾、創業セミナー、インターンシップなどによる人材育成支援、創業を睨んだ技術の事業化支援、ビジネスプランの作成・実行に対する支援を拡充するほか、担保でなくビジネスプランを審査して迅速に融資が行えるよう創業融資制度を充実する。
- また、インキュベーション・マネージャーの育成や配置といったソフト面での対応を強化する。

創業支援【総額<sup>(\*)</sup>28億円 78億円(うち特別要求52億円)】

・創業塾、創業セミナー、インターンシップなどによる人材育成支援  
【9億円 26億円(特別要求)】

~イノベーションシステムの改革、開業・創業の倍増~

- さらに、既存民間企業に埋もれた技術を実際の需要・雇用に結びつける先導的なスピナウト・ベンチャーへの支援を行う。
- なお、開業・創業に向けた事業環境整備を図るべく、ストックオプション制度の見直しや大学発ベンチャーの促進を含む産学官連携などを進める。

## 地域における新産業・雇用の創出

## 地域経済の再生

地域において、新産業や雇用の創出を加速化するため、産業集積（産業クラスター）の形成などを図る。

### ( ) 地域の特性を活かした技術開発の推進

地域経済を支える新事業やベンチャーを連鎖的に生み出すため、地域の特性を活かした産業の創出に資する中堅・中小企業の実用化技術開発などを推進する。

地域における技術開発の推進 【総額<sup>(\*)</sup> 1 6 5 億円 3 7 3 億円（うち特別要求 3 2 7 億円）】

・産学官連携による実用化技術開発の委託 【3 5 億円 1 5 2 億円（特別要求）】

・個別地域企業の実用化技術開発に対する補助 【6 9 億円 1 6 0 億円（特別要求）】

### ( ) 地域経済を再生させる産業クラスターの形成

厳しい状況にある地域経済の再生を図るため、地域経済を支え、世界に通用する新事業が次々と展開される産業集積（産業クラスター）を形成する（当面、全国で 1 9 プロジェクト、約 3 0 0 0 社の有望中堅・中小企業から始め、今後とも拡充。）

- 具体的には、地域経済産業局の職員自らが結節点となって、地域企業、大学、公的研究機関、TLO（技術移転機関）、専門商社などの間の広域的な人的ネットワークを構築する。
- また、地域経済産業局が中心となって、このネットワークを通じて個々の地域企業などの特徴や課題を熟知した上で、地域技術の実用化支援、販路開拓などの経営支援、インキュベータ施設の整備などの施策を総合的、効果的に投入する。

地域再生産業集積（産業クラスター）計画関連  
【総額<sup>(\*)</sup> 2 9 4 億円 5 2 2 億円（うち特別要求 3 4 4 億円）】

・上記( )に加え、インキュベータ整備に対する支援  
【8 7 億円 9 7 億円（うち特別要求 6 億円）】

広域的な産業支援機関に対する助成などによるネットワーク形成の推進  
【4 2 億円 5 2 億円（うち特別要求 1 1 億円）】

( )地域における産業・雇用対策 ( P . 1 7 後掲 )

( )地方都市における中心市街地の活性化 ( P . 1 5 後掲 )

### 競争力あるビジネスの展開を可能とする事業環境整備

#### **競争力強化のための基盤整備**

既存企業・産業を含め、我が国産業が経営資源を最大限に有効活用できるようにし、総じて国内産業・製造業の競争力を向上させるため、

( )物流・エネルギーなど産業基盤分野における高コスト構造の是正、

##### 物流

- ・中小企業物流 E D の標準化による物流の効率化 ( ~平成13年度 )
- ・ワンストップサービス化に向けた輸出入許可・承認手続きシステム ( JETRAS ) と通関情報処理システム ( NACCS ) の接続 (平成14年度中 )
- ・国際物流 E D の標準化による手続きの簡素化 (平成13年度以降 )
- ・「パレットシステム設計基準」の JIS化による JIS 規格パレットの普及 (平成13年度 )

##### エネルギー

- ・電力・ガス事業制度に関する新制度施行 (電力 :平成12年3月、ガス :平成11年11月 )後、概ね3年後を目途に、引き続き制度の在り方に関し検討 (新規参入状況やその効果などの評価・分析などを実施 )

( )企業関連制度の整備・見直し、

- ・商法・倒産法制の抜本の見直し (商法改正は平成14年通常国会、会社更生法改正は平成14年中 )
- ・連結納税制度の導入 (平成14年度より導入 )

( )健全かつ効率的な金融システムの構築、

( )柔軟かつ強靱な雇用システムの構築、

- ・有期雇用契約、労働者派遣制度、裁量労働制、職業紹介制度など労働法制の見直し
- ・確定拠出年金制度の導入 (平成13年10月 )
- ・能力開発の充実、セーフティネットの整備

( )国際的に調和のとれた企業会計基準の整備

- ・国際会計基準の動向を踏まえた我が国会計基準の改訂の促進
- ・国際会計基準策定への積極的参加とそのための体制の構築

などを不断に行うことが重要である。

また、既存企業がITの持つ潜在力を遺憾なく活用し、企業競争力を向上することが可能となるような規制緩和を通じ、情報通信関連サービスの競争を促す。

## (2) 新たな社会ニーズ・消費者ニーズに対応した需要（消費）の掘り起こし

環境・エネルギー問題の成長エンジンへの転化 **環境・エネルギー制約への対応**

( P.19 後掲 )

IT社会への対応 ( ITによる新しい生活・社会の形成 ) **IT社会の形成**

国民生活の様々な分野でITの活用を推進し、国民誰もがITの利便性を実感し、より質の高いサービスを楽しむことができる経済・社会システムを構築する。

### ( ) 電子政府の推進

各種行政手続に汎用的に利用できる電子申請システムの開発を推進するとともに、個別法令手続の様式情報の電子化などを進める。

ソフトウェア開発プロセスの改善・評価指標の導入などを通じ、情報サービス産業の競争力向上を図るとともに、関連する調達制度の見直しを行い、信頼性・安全性の高い電子政府を実現する。

電子政府の推進【総額 13億円 20億円 (うち特別要求16億円)】

・汎用電子申請システムの開発 【6億円 15億円 (特別要求)】

### ( ) 公共分野のIT化の推進

「IT CITY」プロジェクトとして、公共分野の情報システムの共有化などを進め、ICカードシステムの活用を含め、地域における広域連携や業務のアウトソーシングなどの実証を行う。また、欧州とのICカードシステムの標準化を推進する。

世界最先端のIT化のイメージを広く提示するためのショーケースとして、官民の総力を結集し、「e!プロジェクト」を実施する。

公共分野のIT化の推進【総額 46億円 123億円 (うち特別要求80億円)】

・IT City構想 ( 公的サービスのIT化を通じた広域連携 ) の推進  
【40億円 (特別要求)】(新規)

・e!プロジェクト ( ITショーケース ) の実施 【40億円 (特別要求)】(新規)

( ) 教育の情報化の推進

質・量両面で教育機会の充実に貢献するよう、e-Learning（遠隔教育）を推進する。また、産業界による教育用コンテンツの作成や指導に対する支援を充実するとともに、教育現場のIT化を指導する専門家の育成を図る。

教育の情報化【総額 18億円 23億円（うち特別要求18億円）】

・IT教育改善モデルの開発及びその成果の普及 【10億円（特別要求）】（新規）

( ) 人材育成の推進

経営者の視点に立って、企業のIT化を支援する専門家（ITコーディネータ）を育成し、その活用を促進する。また、高度なIT人材の活用を容易にするためのIT技能に関するスキル標準を策定する。

人材の育成【総額 11億円 19億円】

・情報処理技術標準策定及びその成果の普及 【2億円】（新規）

( ) セキュリティ対策の推進

不正アクセス行為などの解析システムの開発を行うとともに、情報セキュリティ及び暗号技術の評価体制の整備、効果的なセキュリティ確保のための組織的・技術的対応ガイドラインの作成・普及などを行う。

情報セキュリティ対策の推進【総額 22億円 22億円（うち特別要求12億円）】

・不正アクセス行為などへの対応 【1億円 3億円（特別要求）】

( ) 電子商取引に係るルール整備

誰もが安心して電子商取引のメリットを享受できるよう、電子商取引への現行法規（民法など）の適用に関する電子商取引準則（仮称）などルールの策定を行う。

( ) 情報通信分野における技術開発

IT分野の技術開発能力を強化するため、半導体、高速ネットワーク、高度コンピューティングなどの分野で戦略的・集中的に研究開発を実施する。また、高齢者などが容易に使用できる情報通信機器の開発を推進する。

次世代のITを担うスーパークリエータを発掘・育成するとともに、世界市場を席卷しデファクト・スタンダードを確保するようなソフトウェア開

発プロジェクトを産学連携を念頭に置きつつ推進する。

情報通信技術開発の推進【総額 204億円 378億円(うち特別要求195億円)】(P.8 前掲)

( ) I Tを通じた経済活動基盤の国際展開

I T技術者試験のベースとなるI Tスキル標準の相互認証・共通化、e-Learningの普及などを通じ、アジア大でのI T人材市場の活性化を図る。

P K I (公開鍵基盤)の整備、電子署名・認証制度の国際相互承認などのルール整備を通じ、アジア大での電子商取引の活性化を図る。

次世代のインターネットプロトコルであるI P v 6の国際標準化に資する実証試験を行う。

I Tを通じた経済活動の国際展開【総額 0.3億円 23億円(特別要求)】

・次世代インターネット構築に関する共同研究の実施 【13億円(特別要求)】(新規)

( ) 中小企業におけるI T化の推進

中小企業がI Tを活用して事業の効率化、取引範囲の飛躍的拡大を実現できるよう、企業間連携ネットワークシステムの開発、I T研修セミナー・アドバイザー派遣などの施策を総合的に推進する。

中小企業の情報化【総額<sup>(\*)</sup>5.4億円 63億円(うち特別要求28億円)】

・I Tを活用した経営革新モデル事業に対する支援 【12億円 13億円(特別要求)】

都市の快適な生活環境の整備

**都市再生の実現**

環境問題や高齢化に対応し、快適な生活環境を実現するため、都市環境整備のための取組を進めるとともに、都市における新たな産業・商業の発展を図る。なお、これらの取組は、公的投資の効率的配分にも資するものである。

循環型社会の構築のため、エコタウン構想を推進する。

エコタウン事業の推進(民間企業のリサイクル施設の建設費に対する助成など)【14億円 94億円】

低公害車アクションプランを推進し、特に都市の大気環境改善の観点から、排ガス性能の優れた次世代大型自動車の環境技術開発を促進する。

低公害車の開発・普及

・燃料電池自動車の技術開発・実証試験など <燃料電池の技術開発・実証試験など【119億円 250億円(うち特別要求82億円)】(P.22 後掲)の内数>

・次世代大型低公害車に係る技術開発など 【18億円 73億円】

・C N G自動車、ハイブリッド自動車などの導入促進 【80億円 180億円】(P.22 後掲)

都市型産業・商業の発展の視点から、ビジネス・インキュベータの整備や中心市街地活性化のための対策を推進する。

都市型産業（IT、医療など）の発展のためのビジネス・インキュベータ整備に対する支援  
＜インキュベータ整備に対する支援（P.10 前掲）の内数＞ 【16億円 53億円】

中心市街地活性化

・中心市街地活性化のための施設整備（イベント広場など）や集客事業などに対する支援  
【168億円 184億円（うち特別要求80億円）】

・TMO（中心市街地活性化のための中核機関）が行うテナントリースなどの事業に対する支援  
【24億円 31億円（うち特別要求20億円）】

## 少子高齢化への対応

### （ ）健康市場の創出に向けた技術開発の促進

膨大な市場ニーズに応えうる競争的で健全な医療・介護システムを構築するため、「健康市場」の創出に向けた技術開発を促進する。

健康維持・増進のためのバイオテクノロジー基盤研究プログラムの推進  
＜重点4分野の研究開発プログラムの推進（ライフサイエンス）（P.8 前掲）の内数＞  
【94億円 108億円（うち特別要求53億円）】

健康寿命延伸のための医療福祉機器高度化プログラムの推進＜重点4分野の研究開発プログラムの推進（ライフサイエンス）（P.8 前掲）の内数＞ 【39億円 43億円（うち特別要求8億円）】

### （ ）女性の出産・育児・就労・事業活動の促進

女性が働きながら安心して子供を産み育てることができるよう、NPOなどを活用した民間保育サービスの拡大、労働法制の見直しの検討、商店街における空き店舗を活用した保育所の整備支援などを行う。

商店街における保育所の整備支援＜上記の中心市街地活性化の内数＞ 【25億円（特別要求）】（新規）

### （ ）社会保障制度の改革、中高年者の創業支援・就労促進・消費拡大

高齢者のみならず各世代が人生設計に対する予見可能性を高められるよう、保健医療福祉産業の効率化を含め、医療・介護システムなどの制度改革を進める。また、創業意欲のある中高年者への支援、高齢者の就労環境の整備や高齢者向け市場の拡大を図る。

## (3) 活力ある中小企業の育成とセーフティネットの整備

### **構造改革推進のための中小企業政策**

#### 創業・経営革新の促進

新市場・成長分野に果敢に挑戦する中小企業の経営革新や、多様で裾野の広

い創業を促進し、我が国産業活力の活性化と雇用拡大とを図る。

( )多様で裾野の広い開業・創業支援 ( P.9 前掲 )

( )経営革新企業に対する支援(経営革新企業を3年間で5倍に)

経営革新に取り組む中小企業の裾野を拡大するとともに、特に先導的な経営革新企業群(経営革新支援法承認企業)を3年間で5倍にすることを目標とする。このため、経営革新支援セミナーなどによる人材育成支援の対象を3倍に増やすとともに、地域の中小企業や大学などが持つ優れた技術シーズの事業化、ITの活用による経営革新、資金調達など、事業の実施段階に応じた包括的な支援策を実施・拡充する。

中小企業の経営革新支援【総額<sup>(\*)</sup>128億円 173億円(うち特別要求98億円)】

・経営革新セミナーなどによる人材育成支援 【1億円 15億円(特別要求)】

・中小企業の事業化に向けた研究開発に対する補助 【30億円 60億円(特別要求)】

( )資金調達手段の多様化(物的担保に制約された間接金融中心の枠組改革)

不動産担保の制約を脱却し、新たな資金調達の途を拓くため、中小企業の有する売掛金債権を担保にした民間金融機関の融資に対する信用保証制度を整備する。

売掛金債権担保保証(信用保証協会基金への補助)(初年度融資規模 約1兆円を前提)【7億円】(新規)

直接金融による資金調達を促進するため、中小企業の発行する社債(私募債)に対する保証制度(特定社債保証制度)について、純資産額要件(現行5億円以上)の見直しなどによる制度の拡充を図る。

### 不良債権処理などの影響に備えた中小企業セーフティネットの充実

景気が悪化する中で、不良債権処理などの影響により、潜在力とやる気のある中小企業までが、連鎖的に破綻に追い込まれることを回避するため、中小企業へのセーフティネット保証・貸付制度の充実を図る。

潜在力ある中小企業が円滑に再生するため、民間金融機関による民事再生手続などの法的再建手続に入った企業への融資(DIPファイナンス)の呼び水として、政府系金融機関による中小企業向けDIPファイナンスの充実を図る。

DIPファイナンス(中小企業金融公庫への出資金) 【5億円】(新規)

## 雇用のセーフティネットの整備

厳しい雇用情勢に対処すべく、新たな事業展開や起業化を通じて雇用の創出を図ることはもとより、( ) 求められる能力面での雇用のミスマッチ、( ) 就業形態などの労働条件面での雇用のミスマッチ、( ) 各地域ごとの雇用のミスマッチなどの解消を図り、円滑な労働移動を実現する。

### ( ) 能力開発・人材育成の充実・強化（人への投資）

民間活力を最大限に活かし、個人主体の能力開発の充実を図る。また、大学・大学院の積極的な活用を通じて、高度な企業経営能力や専門的・技術的能力などを有する人材の育成を推進する。

中高年者がその経験と潜在能力を活かして創業に取り組めるよう、創業塾・創業セミナーなどの能力開発支援やビジネスプランの作成支援を強化する。

### ( ) 多様な雇用形態の整備と円滑な労働移動

有期雇用契約、労働者派遣制度、裁量労働制などについての見直しを進めるとともに、職業紹介システムの強化や職業訓練と職業紹介との連携強化などにより、円滑な労働移動の実現を目指す。

### ( ) 地域における産業・雇用対策

経済産業局と都道府県労働局、関係団体との連携強化、地域における求人開拓、職業紹介機能の強化、新規産業育成施策と雇用施策との連携強化などの具体的施策を盛り込んだ「地域産業・雇用対策プログラム」を速やかに実行する。

## (4) 多様な活動主体の市場への参画の促進

### 消費者行政の充実

消費者が対等な市場参加者として自己の責任において合理的に行動できるよう、悪質事業者の厳格な取締や製品安全対策を強化する一方で、ネット利用の拡大を踏まえたルール整備、裁判外紛争処理制度（ADR）の検討などを進める。

悪質取引に対する取締の強化、製品安全対策に係る体制整備など 【7億円 7億円】

## 市民活動に対する支援

NPOなどの市民活動を経済社会システムの新たな活動主体として位置付け、まちづくり、生涯学習、福祉、環境などの分野において、市民活動を積極的に支援する。

地域における市民活動に対する支援 【5億円(特別要求)】(新規)

## 女性の就労・事業活動の促進(P.15 前掲)

## 高齢者の就労促進・消費拡大(P.15 前掲)

地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル問題、有害化学物質問題などの環境問題は、日常生活や通常の事業活動に深く関わるものであり、我が国経済社会の今後の持続的発展にとって大きな制約要因となるリスクがある。

また、エネルギー供給構造が脆弱な我が国では、エネルギーの安定供給確保 (Energy Security) が極めて重要な課題であることは論を待たないが、その一方で、地球温暖化問題に関する国際的な議論が高まる中、エネルギー使用によるCO<sub>2</sub>排出抑制への取組 (Environment)、エネルギーコストの低減を図るべく、自由化などを通じて行うエネルギー需給両面の効率化 (Efficiency) も避けて通れない課題である。この3つの「E」の同時達成の要請は、CO<sub>2</sub>問題も含めエネルギー政策を取り巻く現下の情勢を考えれば、一層増大している。

こうした中、我が国が直面する環境・エネルギー面のリスクや課題を克服し、我が国経済の持続的発展を実現するため、民間の事業活動による創意工夫や技術革新を最大限活用するとともに、こうしたリスクに対して中長期的に対応することが可能なルールの整備やその担保、さらには官民の役割分担などの適切な枠組みを構築する総合的な政策を進める。

なお、その際、イノベーションの促進や市場メカニズムを活用した制度設計により、環境の保全・改善、エネルギー資源の安定供給などの政策目的を達成しつつ、産業のダイナミックな発展などを通じてこれを制約要因から成長要因に転換するとの視点が重要である。

### (1) 環境問題への対応

#### 地球温暖化問題への対応

COP6再開会合（ボン）における基本合意を踏まえ、米国の建設的な対応を求め、全ての国が一つのルールの下で行動する枠組みの構築を目指し、COP7における最終合意実現に全力を尽くす。

\* COP7（10月29日～11月9日/モロッコ）

京都議定書の目標を達成するための国内措置として、CO<sub>2</sub>排出の約8割を占めるエネルギー部門について、産業・民生・運輸の各部門における関係各省の施策を糾合する形で、省エネルギー対策の徹底、新エネルギーの開発と普及、燃料転換の促進、発電過程でCO<sub>2</sub>を発生しない原子力の利用などの施策を着実かつ速やかに推進する。

加えて、革新的な環境・エネルギー関連技術の開発を加速化する一方で、代替フロンなどの排出削減対策にも取り組み、さらには、経済的手法の是非についても検討を深める。なお、その際には、活力ある経済や国民生活との両立という視点に加え、将来の我が国産業の競争力に結びつけるという視点が必要である。

#### 地球温暖化対策の推進

- ・環境負荷を最小化させる代替フロンの開発などの温室効果ガス削減技術の開発・普及など  
【13億円(特別要求)】(新規)
- ・革新的温暖化対策技術開発プログラムの推進<重点4分野の研究開発プログラムの推進(環境)(P.8前掲)の内数>  
【89億円 174億円(うち特別要求84億円)】

地球規模での取組の実効性を確保する観点から、今後、温室効果ガスの排出増が見込まれる途上国における排出抑制に向けた取組を促す。

### 循環型経済社会の構築

商品などの特性に応じた実効あるリデュース、リユース、リサイクル(3R)の取組を強化するため、資源有効利用促進法などの対象選定手法の高度化を図り、対象の拡大、取組内容の拡充につなげていく。また、自動車リサイクル法(仮称)の制定に向けた取組を進めるとともに、家庭系のパソコンのリサイクルについても制度の在り方を検討する。

民間のリサイクル産業を主体とした循環型経済社会を形成するため、エコタウン事業や技術開発の推進に加え、リサイクル産業の企業活動に係る各種制度改革の検討を行う。

#### リサイクルの推進

- ・エコタウン事業の推進(民間企業のリサイクル施設の建設費に対する助成など)  
【14億円 94億円】(P.14 前掲)
- ・循環型(ごみゼロ)経済システムの構築に向けたプログラムの推進<重点4分野の研究開発プログラムの推進(環境)(P.8前掲)の内数>  
【19億円 47億円(うち特別要求21億円)】

バイオテクノロジーを利用し、生態系の保全を図りつつ、微生物や植物を用いた有用物質の生産や汚染物質の処理などの技術開発を推進する。

生物機能を活用した循環型産業システムの創造を目指したプログラムの推進

< 重点4分野の研究開発プログラムの推進(ライフサイエンス)(P.8 前掲)の内数 >

【28億円 59億円(うち特別要求13億円)】

環境問題など21世紀の諸課題への解決策について我が国から世界に向けて発信する場、自然との共生の壮大な実験場として、愛知万博を推進する。

政府出展事業の実施などによる愛知万博事業の推進 【15億円 83億円】

## 環境と経済の統合

環境・資源制約を新たな成長要因に転換するべく、企業活動への環境配慮の組込、グリーン調達、環境調和型製品の開発・普及といった「環境と経済の統合」の観点に立ち、環境管理会計手法の検討、環境レポーティングガイドラインの普及・促進、LCA(ライフサイクルアセスメント)手法の確立などを進める。

化学物質や遺伝子組換え生物の生態系及び人の健康への影響について国際的にも関心が高まっており、これらの管理のあり方について検討する。

## (2) エネルギー問題への対応

### 省エネルギー・新エネルギー対策の推進

省エネルギーは、地球温暖化対策の重要な柱であるとの認識の下、自主的な行動計画に取り組んでいる産業部門やエネルギー消費の急増している民生・運輸部門について、省エネルギー法上の執行体制を強化するとともに、我が国の技術を活かしイノベーションを促進する措置(トップランナー機器の拡大(11品目 19品目)、高効率機器の普及促進)を講ずる。また、省エネルギー支援をビジネスとするESCO(Energy Service Company)事業を促進し、建築物の省エネルギーを進める。さらに、ITを活用してエネルギー需要を最適にマネジメントするシステムの家庭・ビルへの普及を促進する。

省エネルギー対策の推進 【総額<sup>(\*)</sup>1093億円 1635億円(うち特別要求486億円)】

・民生用エネルギーマネジメントシステムの導入促進 【20億円 70億円】

・高効率給湯器の導入支援 【69億円】(新規)

新エネルギーについては、我が国産業の競争力向上も視野に入れた技術開発の促進(燃料電池など)、太陽光発電、太陽熱利用、クリーンエネルギー自動車などの導入支援を進めるほか、電力分野における新たな市場拡大措置の導入に向けた検討を進める。

新エネルギー対策の推進 【総額<sup>(\*)</sup> 1 1 0 5 億円 1 5 3 2 億円(うち特別要求 1 0 4 億円)】

・燃料電池の技術開発・実証試験など 【1 1 9 億円 2 5 0 億円(うち特別要求 8 2 億円)】

・クリーンエネルギー自動車などの導入促進 【8 0 億円 1 8 0 億円】

・住宅用太陽熱高度利用システムの導入促進 【7 0 億円】(新規)

## 石油・天然ガスの安定供給の実現

原油価格の変動、石油産業の構造改革などの動きも踏まえ、官民の適切な役割分担を十分に精査した上で、産油国との関係強化、自主開発・備蓄の推進、国際競争力を有する強靱な石油産業の形成などを図り、安定供給の実現を目指す。

石油・天然ガスの開発 【総額 8 2 2 億円 6 8 3 億円】

・探鉱投融资・資産買収事業・債務保証 【3 6 9 億円 2 4 8 億円】

・石油開発技術の研究開発 【2 5 5 億円 2 3 4 億円】

石油備蓄 【総額 2 9 9 2 億円 2 6 2 2 億円】

・国家石油備蓄の推進 【2 7 3 0 億円 2 3 6 9 億円】

・L P ガス国家備蓄の推進 【7 4 億円 7 4 億円】

## 電力・ガス分野の構造改革

大口小売部分自由化の実績、海外の自由化の状況なども踏まえ、我が国にとって適切な電力・ガス供給体制を検討する。

## 原子力政策の円滑な推進

原子力発電所の立地及びプルサーマル、放射性廃棄物対策を含む核燃料サイクルの円滑な推進のためには、立地地域のみならず、電力大消費地の住民も含めた形で、広く国民の理解を得るよう努める。特に、プルサーマル計画については、その実現に向けて政府一体となって努力する。

原子力関連予算(下記 の予算を除く。) 【総額 1 3 1 1 億円 1 4 3 2 億円】

・原子力立地の推進 【1 0 7 6 億円 1 1 8 2 億円】

・核燃料サイクル及びバックエンド対策(高レベル放射性廃棄物など)の推進 【9 4 億円 8 1 億円】

## 原子力の安全確保・防災対策

原子力の安全を確保するためには、最新の技術的知見も踏まえた制度的仕組みの整備、安全規制に携わる人材の研修・育成などにより、十分な制度的・

組織的体制を整えることが不可欠。さらに、安全規制について国民の信頼を得るため、その説明責任を果たすとともに情報発信に努める。

原子力安全確保・防災対策	【総額 293億円 296億円】
・緊急時安全対策交付金	【40億円 48億円】
・原子力発電施設の耐震信頼性の実証	【16億円 21億円】

## 国際的な取組

国際エネルギー市場安定のための先進国間連携や、産油国・消費国間の対話の強化、アジア地域におけるエネルギー需要増大への協調した対応などに積極的に取り組む。

\* 国際エネルギーフォーラムの開催（来年9月 / 大阪）

## エネルギー特別会計のグリーン化

省エネルギー対策、新エネルギー対策や環境・エネルギー関連の技術開発を抜本的に推進するべく、石油税や電源開発促進税を財源とするエネルギー特別会計において、その歳出項目のグリーン化を推し進める。

エネルギー特別会計中の環境対策予算

【総額 4389億円 5591億円（うち特別要求744億円）】

### 3 . 戦略的対外経済政策

企業のグローバル化が急速に進展し、我が国製造業が中国を始めとするアジア地域に生産拠点を移転する動きが活発化するなど国際的な構造調整が進展する中で、我が国企業・産業の競争力・比較優位を確保することが課題となっている。

このためには、内外一体的な視点から、グローバル化への対応を的確にし、諸外国との制度間競争に勝ち残れるような国内の事業環境の整備を強力かつ迅速に推進することはもとより、その一方で、海外での我が国企業の活動（投資・貿易）を円滑化するため、諸外国に対し、投資・事業環境の整備を戦略的に働きかけることなどが求められている。

同時に、我が国経済の特徴や強み、弱みを十分に把握した上で、強みを我が国の国際競争力に活かしていけるよう、国際標準・ルールなどの国際的枠組みを戦略的に構築する<sup>(注)</sup>ことが重要である。

(注)例えば、我が国が高いイノベーション能力を有する分野において、途上国における適切な知的財産権の保護、戦略的な国際標準作りなどを進め、その強みを活かす。

これらを踏まえた上で、実際の交渉や通商協力を行うに当たっては、幅広い政策分野を横断的に視野に入れ、各政策分野間の優先順位を明確に意識した上で、戦略的に対応することが重要である。それを念頭に、ルール作りの中核たるWTOなど多国間の取組、APECやアセアン+日中韓など地域的なフォーラム、二国間の取組などを、各々の特徴を踏まえ、適切に選択・活用するという多層的な対外政策を展開することが必要である。

#### WTO新ラウンドの推進

我が国にとって有利な事業環境整備、世界大での新たなルールの整備と自由化を目指すべく、アンチダンピングや投資など、幅広いアジェンダを持ったWTO新ラウンドを推進する。

<当面の通商日程>

- ・WTOミニ閣僚会議（8月31日～9月1日/メキシコ）
- ・WTO閣僚会合（11月9～13日/カタール）

## 経済連携協定・地域間協力の推進

経済連携協定の締結や地域間協力により、ハイスタンダードなルール整備をすべき分野・パートナーを、我が国の特徴を強みにすべく戦略的に選択する。

経済連携協定については、シンガポールと協定締結に向けた交渉を年内に終了すべく行うほか、メキシコとは産学官による研究会を9月に開始する。

昨年来、アセアン＋日中韓の連携を模索する動きが活発化していることを踏まえ、同地域の経済の緊密化と発展を図る観点から、域内の経済連携に関し、我が国が今後積極的な役割を果たす。

<当面の通商日程>

- ・日中韓アセアン経済大臣会合、日アセアン経済大臣会合（9月12日/ベトナム）
- ・日中韓アセアンサミット、日アセアンサミット（11月初旬/ブルネイ）

新たな枠組みである日米経済パートナーシップについては、経済・貿易問題、WTO新ラウンド立ち上げなどのグローバルな課題、マクロ経済政策、構造改革、海外直接投資などにつき、幅広く緊密な意見交換・協力を行う。

<当面の通商日程>

- ・ブッシュ米大統領訪日（10月中旬）

## セーフガード措置に対する的確な取組

セーフガードは、国内産業に構造調整を行う猶予を与えるための緊急避難的かつ一時的な措置であるとの認識の下で、WTO協定及び関連国内法令などに従って厳正に対応する。

## 対日アクセスの推進

構造改革の推進・雇用の拡大のため、対内直接投資を一層促進する。企業法制の見直し、高コスト構造の是正などは、この点でも重要である。また、貿易と投資は相互補完的なものであり、貿易と投資に係る事業環境整備のための取組を一体的に推進する。

## 貿易関連手続の電子化の推進

我が国において開発された「TEDI」(Trade Electronic Data Interchangeの略)をアジアでの電子商取引などの共通基盤とすべく、二国間又は地域内の協力を進める。また、国内の行政手続システムとの連携策を検討する。

## 4 . 行政の合理化・効率化

各施策の有効性、効率性を高め、行政の説明責任を遂行するため、政策の企画立案から政策実施、政策評価までのプロセスの一体性を更に強める。特に、今回の概算要求のタイミングに合わせて、1084項目にも及ぶ経済産業省の全事業について見直しを行い、そのうち、193項目を平成16年度までに廃止することとした<sup>(注)</sup>。さらに、今春から本格的に稼働した情報公開制度やノーアクションレター制度が行政の中に根付くよう、その取組を進める。また、電子政府の推進を始めとする公共分野の情報化を進める。

(注) 今回の政策評価に基づき、廃止を決定した事項の例

- ・工業団地造成利子補給金制度(平成14年度以降の新規分を廃止)
- ・原子レーザー法ウラン濃縮新技術事業化調査(平成13年度限りで廃止)
- ・南極地域石油天然ガス基礎地質調査委託費(平成13年度限りで廃止)

特殊法人については、「民に任せるべきものは民に任せる」という原則の下、公的主体として果たすべき政策的役割と国民の現在及び将来の負担との観点から、抜本的な見直しを進める。また、公益法人についても、行政委託の在り方など行政の関与の在り方につき見直しを行う。

平成11年秋にPFI(Private Finance Initiative)推進法が制定され、逐次、ガイドラインなどの整備がなされつつあるが、広く民間委託やPFIなどの手法を活用したPPP(Public Private Partnership)の推進について、国の会計制度との問題<sup>(注)</sup>なども含め、幅広く検討を行う。

(注) OECDの報告「Budgeting for Results(1995)」、「Budgeting for the future(1997)」などにも指摘されているとおり、多くのOECD加盟国において、予算の編成・執行に効率化インセンティブを与える様々な試みがなされている。

## 平成14年度経済産業省概算要求の概要

### 【平成14年度予算要求一覧】

(単位：億円)

	13年度予算額	14年度要求額		増減
		概算要求 (一般要求)	概算要求予定施策 (構造改革特別要求)	
<b>一般会計</b>	<b>9,305</b>	<b>8,501</b>	<b>1,650</b>	<b>846</b>
石特会計繰入	4,620	4,248	744	372
除く石特会計繰入	4,685	4,253	906	474
うち中小企業対策費	1,335	1,164	294	123
<b>特別会計</b>	<b>13,054</b>	<b>13,050</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
石炭並びに石油及びエネルギー 需給構造高度化対策特別会計	6,298	5,986	0	0
石炭勘定は、13年度をもって政策的経費の計上を終了。14年度は暫定勘定として借入金の元本等の償還を実施(89億円)				
電源開発促進対策特別会計	4,862	4,969	0	107
うち経済産業省分	3,333	3,399	0	66
・電源立地勘定	2,437	2,464	0	28
うち経済産業省分	2,050	2,072	0	23
・電源多様化勘定	2,425	2,505	0	79
うち経済産業省分	1,284	1,327	0	43
特許特別会計	1,074	1,203	0	129
貿易再保険特別会計	820	892	0	72
<b>合計(一般会計+特別会計)</b>	<b>17,739</b>	<b>17,303</b>	<b>1,650</b>	<b>1,214</b>

(注) 概算要求予定施策は、今後内閣の本部・会議等における精査を経て、9月末に正式に概算要求とされるもの。